

新旧対照表

回数券付替サービス約款（平成17年阪神高速規則第46号）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>（回数券付替サービス終了前の払戻し）</p> <p>第13条 第11条第1項の規定に該当するものとしてユーザー登録が失効した者又は前条第2項の規定による解約の通知を受けた者（以下「解約者等」といいます。）は、所定の書面（以下本条及び第21条の2において「払戻請求書」といいます。）により、当社に対して、ユーザー登録の失効又は解約時における付替額の残高に0.8を乗じて得た金額（円未満切り上げ）の払戻しを請求することができます。</p> <p>2 第11条第2項第2号に該当するものとしてユーザー登録が失効した者は、当社に割増金その他の債務を負っている場合には、当該債務の履行が完了するまでの間、払戻しを請求することができません。ただし、当該債務の履行が完了した場合は、前項の規定に準じて払戻しを請求することができます。この場合においては、当該ユーザー登録が失効した者を前項に規定する解約者等とみなします。</p> <p>3 当社は、第1項又は前項ただし書きの規定による払戻しの請求を受けた場合は、第1項に規定する算出方法により得た払戻金額を、解約者等が払戻請求書に記入した解約者等名義の銀行普通預金又は当座預金口座に振り込むものとします。</p> <p>4 第1項又は第2項ただし書きの規定による払戻しは、ユーザー登録の失効又は解約の日から5年間を経過した後は、請求することができません。</p>	<p>（払戻し）</p> <p>第13条 第11条第1項の規定に該当するものとしてユーザー登録が失効した者又は前条第2項の規定による解約の通知を受けた者（以下「解約者等」といいます。）は、所定の書面（以下本条において「払戻請求書」といいます。）により、当社に対して、ユーザー登録の失効又は解約時における付替額の残高に0.8を乗じて得た金額（円未満切り上げ）の払戻しを請求することができます。</p> <p>2 第11条第2項第2号に該当するものとしてユーザー登録が失効した者は、当社に割増金その他の債務を負っている場合には、当該債務の履行が完了するまでの間、払戻しを請求することができません。ただし、当該債務の履行が完了した場合は、前項の規定に準じて払戻しを請求することができます。この場合においては、当該ユーザー登録が失効した者を前項に規定する解約者等とみなします。</p> <p>3 当社は、第1項又は前項ただし書きの規定による払戻しの請求を受けた場合は、第1項に規定する算出方法により得た払戻金額を、解約者等が払戻請求書に記入した解約者等名義の銀行普通預金又は当座預金口座に振り込むものとします。</p> <p>4 第1項又は第2項ただし書きの規定による払戻しは、ユーザー登録の失効又は解約の日から5年間を経過した後は、請求することができません。</p>
<p>（サービスの終了）</p> <p>第21条 当社は、回数券付替サービスを終了する場合、終了する日の6ヶ月前までに登録者に通知するものとします。ただし、通知を発する時点で付替額の残高がない登録者に対しては、この限りではありません。</p> <p>2 前項に規定する回数券付替サービスの終了により登録者又は第三者に生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。</p>	<p>（サービスの終了）</p> <p>第21条 当社は、回数券付替サービスを終了する場合、終了する日の6ヶ月前までに登録者に通知するものとします。ただし、通知を発する時点で付替額の残高がない登録者に対しては、この限りではありません。</p> <p>2 前項に規定する回数券付替サービスの終了により登録者又は第三者に生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。</p>

(回数券付替サービス終了後の払戻し)

第21条の2 前条第1項の規定に基づき回数券付替サービスを終了した場合において、登録者は、払戻請求書により、当社に対して、回数券付替サービス終了時点の付替額の残高の払戻しを請求することができます。

2 当社は、前項の規定による払戻しの請求を受けた場合は、回数券付替サービス終了時点の付替額の残高を払戻金額として、登録者が払戻請求書に記入した登録者名義の銀行普通預金又は当座預金口座に振り込むものとします。

3 第1項の規定による払戻しは、当社が別に定める払戻請求の開始日から5年間を経過した後は、請求することができません。